

伊丹市強靭化計画（第2期）

（案）

伊丹市
令和8年4月

< 目 次 >

第Ⅰ章 計画策定の目的、位置付け

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2

第Ⅱ章 伊丹市の特性

1 位置	3
2 気候的特性	4
3 地形	4
4 地質	5

第Ⅲ章 基本的な考え方

1 4つの基本目標	6
2 強靭化政策の展開方向	6

第Ⅳ章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	8
2 想定するリスク	8
3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	14
4 施策分野の設定	15
5 脆弱性評価結果	15

第Ⅴ章 推進方針及び指標等

1 リスクシナリオ別推進方針	18
----------------	----

第VI章 計画の推進

1 計画の推進	51
2 計画の進捗管理	51
3 計画の見直し	51

【別紙1】脆弱性評価結果

【別紙2】各施策分野において実施する主な行動計画・事業

【別紙3】伊丹市強靭化計画に基づく耐震補強工事一覧表

1 計画策定の目的

本計画は、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の大規模災害の教訓を踏まえつつ、国及び県の方針に基づき、本市における国土強靭化の推進を図ることを目的としている。

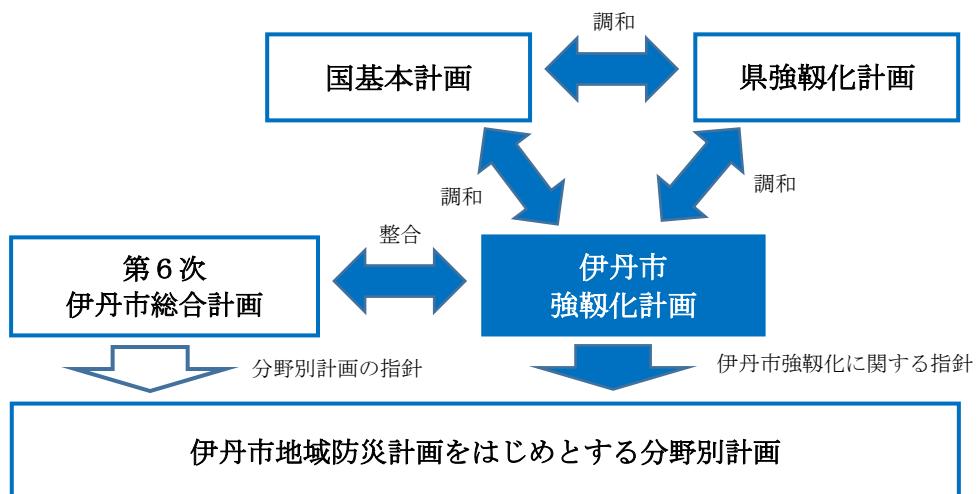
とりわけ、発生が切迫している南海トラフ巨大地震をはじめ、地震、風水害等の大規模自然災害に備え、市民の生命及び財産を保護するとともに、災害時においても、行政、ライフライン、交通等の重要な機能を維持し、迅速な応急対応及び復旧・復興を可能とする体制を構築する。

あわせて、市民・事業者・各種団体との連携による自助・共助の力を強化し、将来世代にわたり強靭な都市を継承することを目指す。

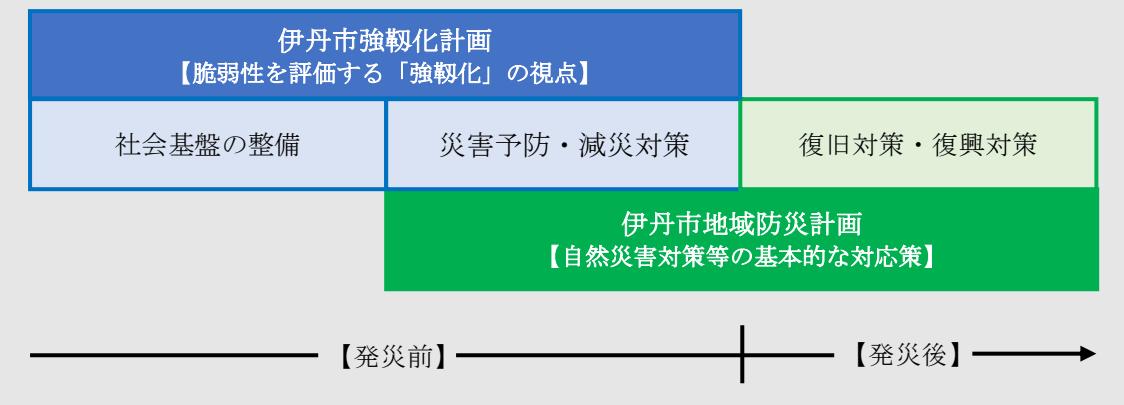
2 計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靭化地域計画であり、国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」という。）及び兵庫県強靭化計画（以下「県強靭化計画」という。）との調和を保った計画である。

また、「第6次伊丹市総合計画」との整合を図るとともに、国土強靭化の観点から、本市における伊丹市地域防災計画をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものである。



【伊丹市強靭化計画と伊丹市地域防災計画との関係】



3 計画期間

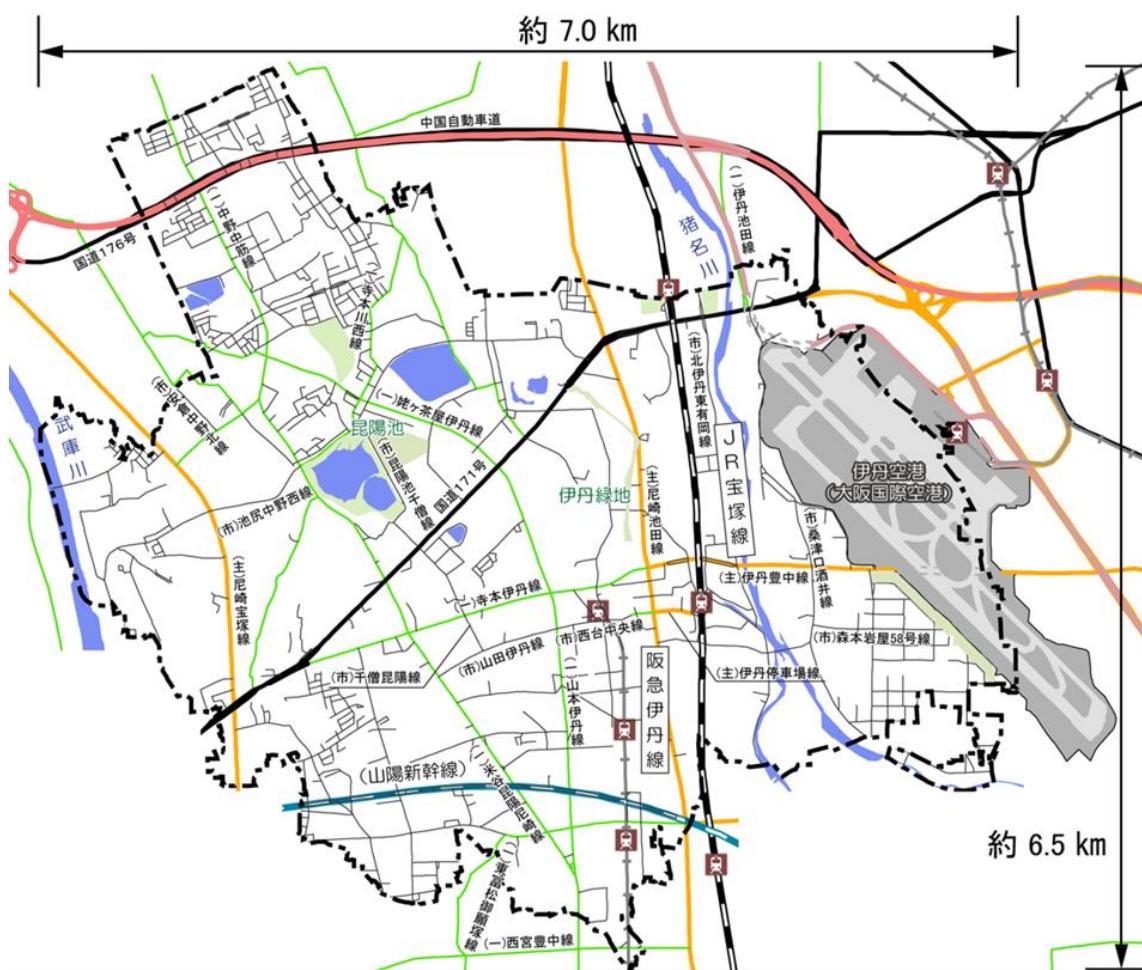
本計画は、長期的かつ継続的に推進すべきものであるが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応していく必要があることから、計画期間を設けることとする。

なお、国基本計画及び県強靭化計画との調和を図る必要があることから、計画内容の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

1 位置

伊丹市は、神戸市から約20km、大阪市から約10kmの兵庫県・大阪府の府県境に位置する面積25.00km²の市である。本市周辺は、三方を山地と丘陵に囲まれ、南だけが大阪湾に向けて開いた半盆地的な地形となっている。市域の西部には武庫川が、東部には猪名川がそれぞれ北から南へ流下しており、地形はこれらの河川により大きな影響を受けてきた。



(伊丹市自転車活用推進計画より引用)

2 気候的特性

伊丹市の気候は、周囲の六甲・長尾・生駒などの山地から吹く風の影響を受け、半盆地的な様相を示している。そのため、夏季と冬季の気温の較差は近隣の大阪市などと比べて大きくなっている。また、降雨量は夏季に多く、冬季には晴天に恵まれるという瀬戸内気候型の特徴を示している。

3 地形

伊丹市は、北摂・西摂にまたがる武庫平野の中心に立地し、広く平坦な伊丹台地と猪名川に沿って広がる低地で構成されている。

伊丹台地は、北の長尾山麓から南の大阪湾方向に 5/1,000 程度の極めて緩やかな傾斜をもって広がり、尼崎市の沖積地に連なっている。台地上は水が乏しいため、ごく近年まで、灌漑用の多数のため池と網の目のような用水路がみられた。現在、多くのため池や農地は、公共用地や工場用地、住宅地等に変貌している。

台地の中央部を東西に横断する昆陽池陥没帶は、水利上重要な位置を占め、昆陽池をはじめ、多くのため池群の発生を促した重要な地形的な窪みで、長尾山地から南流する天神川と天王寺川が、昆陽池で流路を東西方向に変えて武庫川に合流するのは、伊丹台地の中央を東西に横切る昆陽池陥没帶の影響である。

伊丹台地の東は、猪名川によって侵食された段丘崖が境となっており、段丘崖の東は猪名川の広大な氾濫原で、大阪国際空港はこの氾濫原に盛り土をして建設されたものである。

伊丹市周辺の地形図（伊丹市の自然環境 伊丹市立博物館 1992 より引用）

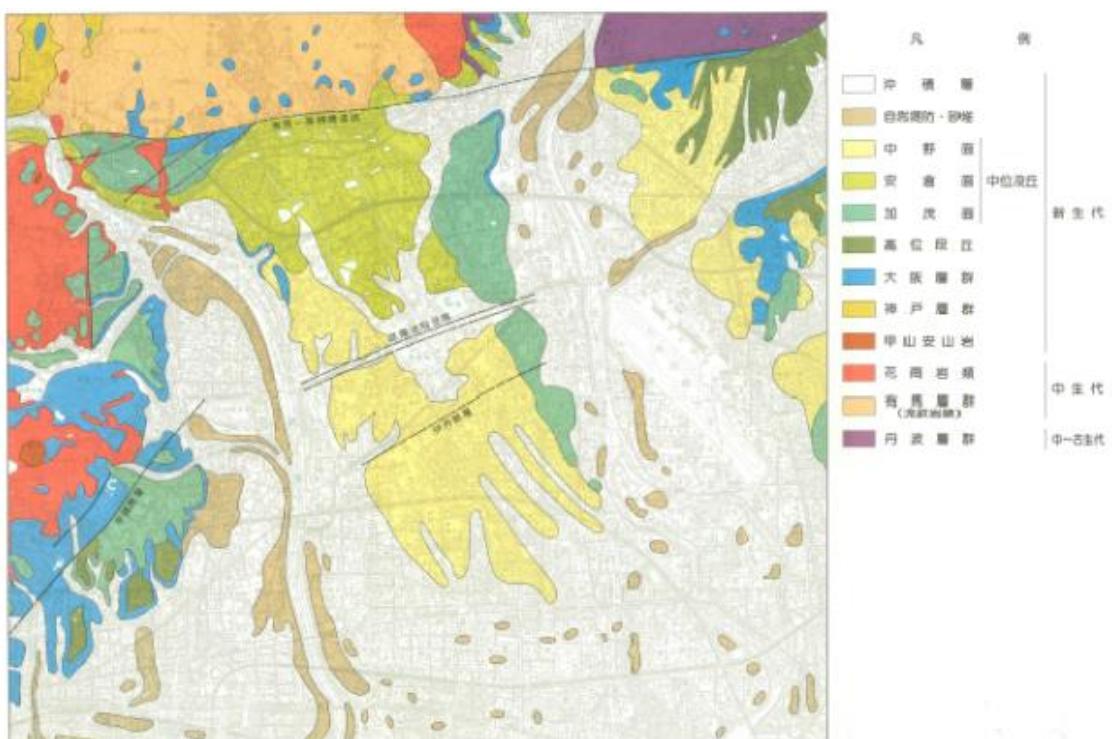


4 地質

伊丹台地の地下には、北摂山地に露出する流紋岩や古生層のチャート等の礫と花崗岩の礫を含む伊丹礫層、その下に海成粘土の性質をもつ伊丹粘土層がある。伊丹礫層は南に緩く傾き、尼崎市域では地中に没するが、消滅することなく地下に延びている。尼崎港付近では海面下 16m 付近にみられる。

猪名川の氾濫原は、河床堆積物、沖積層、大阪層群粘土層等で構成されているが、軍行橋付近では、大阪層群の青色粘土層が直接河床に現れている。県道伊丹一豊中線に沿うところでは河床堆積物は 3 m 前後の厚さがある。

伊丹市周辺の地質図（伊丹市の自然環境 伊丹市立博物館 1992 より引用）



1 4つの基本目標

目指すべき将来の地域の姿の実現に向けて、本市における生活及び経済に大きな影響を及ぼすおそれがある自然災害等に対して、平時からの備えを推進するとともに、災害発生時には被害を軽減することができるよう4つの基本目標を設定する。

(1)	人命の保護が最大限図られること
(2)	公共及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
(3)	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
(4)	迅速な復旧復興

2 強靭化政策の展開方向

基本目標を踏まえ、次の強靭化政策の展開方向に沿って取組を進める。

(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、本市の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

国際情勢の複雑化に加えグローバリゼーションの進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靭化を図る。

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、我が国・地域が直面する災害への対応力を強化する。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術にじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな取組を一体で推進する。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国と地方の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

（5）地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第IV章

脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靭化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、次の手順により本市の強靭化の現状と課題の評価を行った。

- (1) 想定するリスクの設定
- (2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定
- (3) 施策分野の設定
- (4) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 想定するリスク

国基本計画において、南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性が高まっていること、また、「有馬－高槻断層帯」、「六甲・淡路島断層帯」、「上町断層帯」などの活断層は伊丹市内に最大震度7の地震動を起こすことが想定されており、大規模自然災害が一度発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとして、大規模自然災害を想定している。本計画においても、大規模自然災害をリスクとして想定し、評価を実施することとする。

参考1

わが国における主な大規模自然災害の発生例

① 地震

(計数：令和7年9月4日現在)

災害名	主な事象	人的被害（人）		住宅被害（棟）	
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,434	43,792	104,906	144,274
東日本大震災 (平成23年3月11日)	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心とし、甚大な被害が発生。	22,332	6,242	122,053	283,988

(消防庁ホームページ「災害情報」より引用)

② 風水害

(計数：令和7年9月4日現在)

災害名	主な事象	人的被害（人）		住宅被害（棟）	
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊
令和元年東日本台風 (令和元年10月10日～13日)	12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。	121	388	3,263	30,004
令和2年7月豪雨 (令和2年7月3日～31日)	7月3日から14日までの総降水量が、年降水量（平年値）の半分を超える地点が発生するなど、九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨になった。 特に九州北部地方では、48時間降水量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の値を記録するなど、複数の地点で観測記録を更新した。この記録的な大雨により、4日4時50分に熊本県、鹿児島県の2県に、6日16時30分に福岡県、佐賀県、長崎県の3県に、8日6時30分に岐阜県に、同日6時43分に長野県において、大雨特別警報が発表された。	88	82	1,627	4,535

(消防庁ホームページ「災害情報」より引用)

参考2

本市における主な自然災害の発生例

① 地震

発生年月日	(推定) 規模 (M)	震央地名 (地震名称)
868年8月3日	7.1	播磨・山城地震
1510年9月11日	6.7	永正地震
1596年9月5日	7 1/2	慶長伏見地震
1662年6月16日	7.5	寛文近江・若狭地震
1995年1月17日	7.3	阪神・淡路大震災

(地震調査研究推進本部事務局HPより引用)

② 風水害

発生年月日	災害名称
1938年7月3日～7月5日	阪神大水害
1953年9月22日～9月26日	昭和28年台風13号
1960年8月28日～8月30日	昭和35年台風16号
1967年7月8日～7月9日	昭和42年7月豪雨
1983年9月24日～9月30日	昭和58年台風10号
2018年9月4日～9月5日	平成30年台風21号

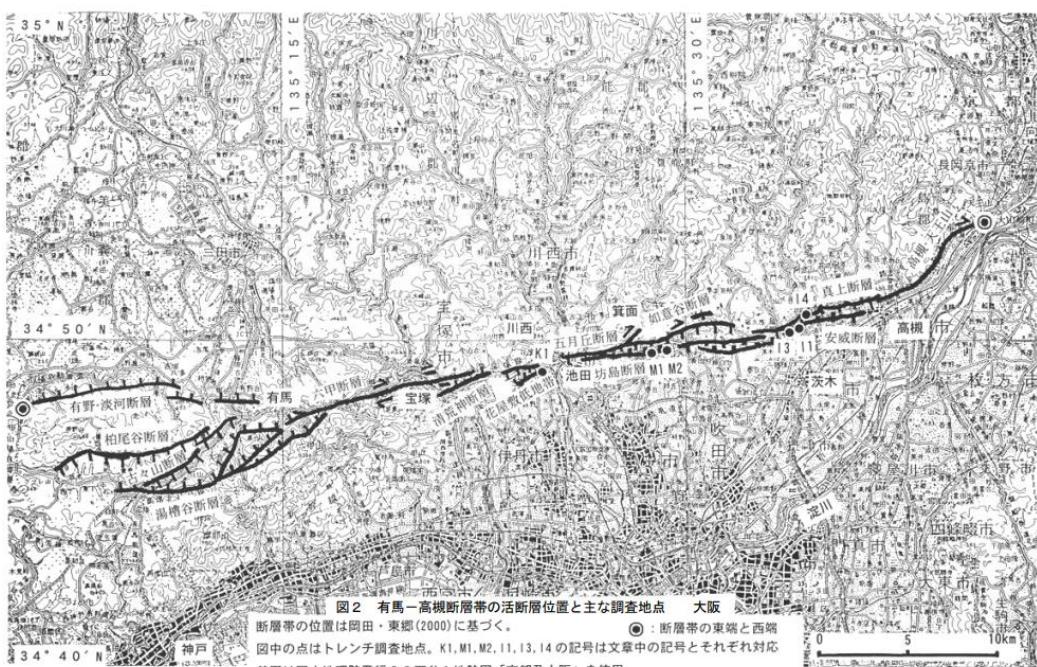
(伊丹市地域防災計画より引用)

参考3

有馬－高槻断層帯、六甲・淡路島断層帯、上町断層帯及び南海トラフ
巨大地震の想定

① 有馬－高槻断層帯

有馬－高槻断層帯は、北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる活断層帯のことで、神戸市北区の有馬温泉西方から高槻市街地北部に至る長さ約55kmの断層帯であり、並走、あるいは分岐する多くの断層線からなっている。政府の地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年間の地震発生確率は、ほぼ0%－0.02%と評価されている。



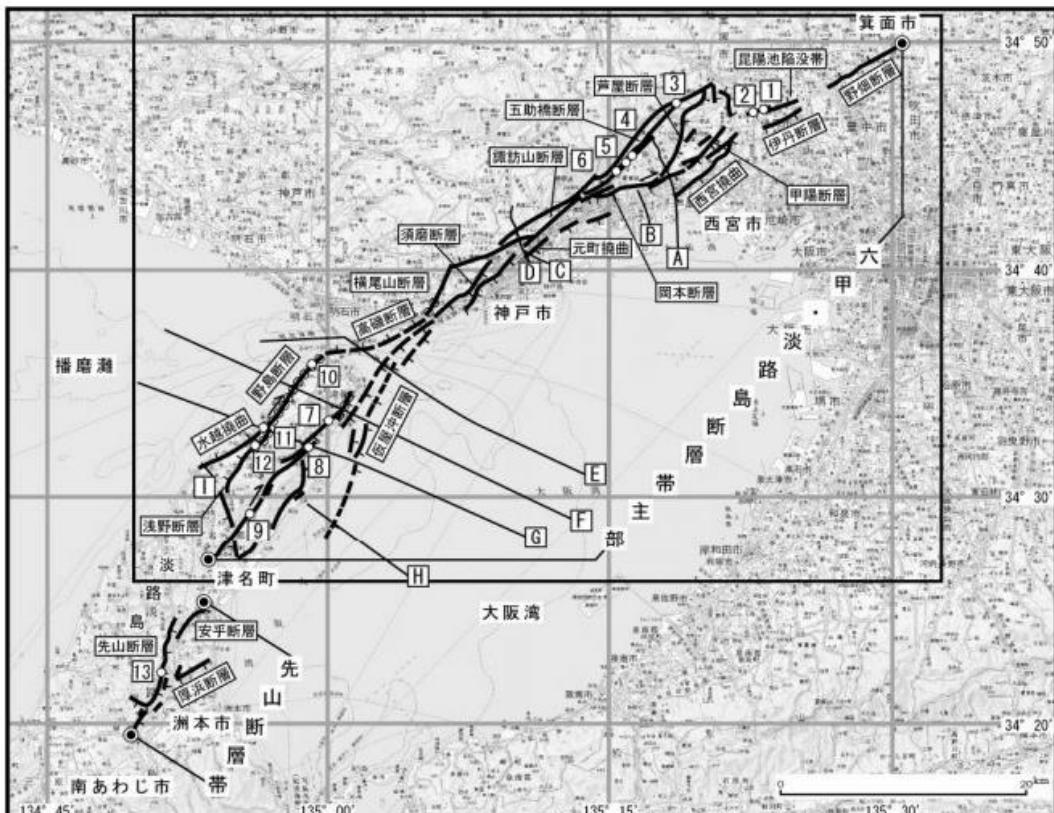
(地震調査研究推進本部事務局HPより引用)

長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
M7.5±0.5	ほぼ0%–0.02%	ほぼ0%–0.04%	ほぼ0%–0.2%

(評価時点は令和7年1月1日現在)

② 六甲・淡路島断層帶

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面市から西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約 71 km の六甲山地南縁ー淡路島東岸区間及び長さ約 23 km の淡路島西岸区間の 2 つに区分される。地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年間の地震発生確率は、ほぼ 0 %ー0. 9 %と評価されている。



(地震調査研究推進本部事務局HPより引用)

長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
M7.9	ほぼ0%—0.9%	ほぼ0%—2%	ほぼ0%—5%

(評価時点は令和7年1月1日現在)

③ 上町断層帯

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯であり、全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年間の地震発生確率は、ほぼ2%－3%と評価されている。



(地震調査研究推進本部事務局HPより引用)

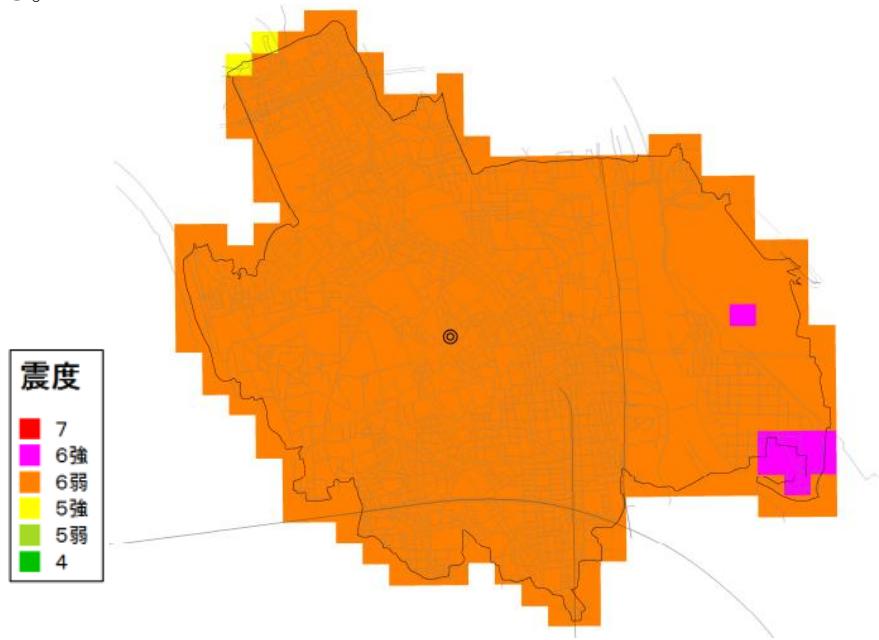
長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
M7.5	2%~3%	3%~5%	6%~10%

(評価時点は令和7年1月1日現在)

④ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する最大クラスの地震（M9クラス）のことである。

地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年以内で「60~90%程度以上」（すべり量依存BPTモデル）又は「20~50%」（BPTモデル）の発生確率とされている。



(県 南海トラフ巨大地震津波被害想定より引用)

発生確率計算モデル	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
すべり量依存BPTモデル	M8~M9クラス	ほぼ0~40%	60~90%程度以上	90%程度若しくはそれ以上
BPTモデル	M8~M9クラス	0.07%~9%	20~50%	60%~90%

(評価時点は令和7年9月26日現在)

※令和7年9月26日に改訂された南海トラフの地震活動の長期評価では、すべり量依存BPTモデルとBPTモデルの二つの異なるモデルを用いており、それぞれの信頼性については現在の科学的知見からは優劣をつけることは出来ないことが、「疑わしいときは行動せよ」等の考え方に基づいて、二つの計算方法の中でも、より高い方の確率値を強調することが望ましいとされており、「今後30年以内で60%~90%程度以上」に備えて強靭化施策を推進する。

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

（1）事前に備えるべき目標

自然災害等に起因する最悪の事態を避けることができるよう、7つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

（2）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の達成に向け、その妨げ（リスク）となる25の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を、本市の特性を踏まえ設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		3-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		4-2	食料等の安定供給の停滞
		4-3	用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		5-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-3	地域交通網の長期間にわたる機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		6-2	沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生
7	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		7-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための施策を整理するため、本市の地域特性を踏まえ12の施策分野を設定する。

- ①市域における国土保全、②住宅・都市、③ライフライン・廃棄物、④保健・医療
- ⑤情報・通信、⑥産業、⑦交通・物流、⑧行政機能、⑨避難支援、
- ⑩地域の防災力強化、⑪老朽化対策、⑫広域連携・官民連携

5 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに、施策を整理し、進捗状況の把握を行った上で、リスクシナリオの回避のためにどのような取組が必要か分析する脆弱性評価を行った。評価結果は、別紙「脆弱性評価結果」のとおりである。

【リスクシナリオとこれに対応する施策分野】

事前に備えるべき目標	施策分野											
	1 市域 に お け る 国 土 保 全	2 住 宅 ・ 都 市	3 ラ イ フ ラ イ ン ・ 廃 棄 物	4 保 健 ・ 医 療	5 情 報 ・ 通 信	6 産 業	7 交 通 ・ 物 流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	10 地 域 の 防 災 力 強 化	11 老 朽 化 対 策	12 広 域 連 携 ・ 官 民 連 携
起きてはならない最悪の事態												
1 直接死を最大限防ぐ												
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生		○		○	○			○			○	
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○			○		○	○				
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○		○		○			○	○	○		
1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	○	○			○				○	○		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する												
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○	○		○	○	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生							○				○	
2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○	○	○	○	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		○		○				○				
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○				○			○	
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			○	○				○			○	
3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する												
3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		○						○	○		○	
3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					○			○				
3-3 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○				○	○		
3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○			○				

事前に備えるべき目標	施策分野											
	1 市域 における 国土保 全	2 住宅・ 都市	3 ライ フ ラ イ ン・ 廃 棄 物	4 保 健 ・ 医 療	5 情 報 ・ 通 信	6 産 業	7 交 通 ・ 物 流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	10 地 域 の 防 災 力 強 化	11 老 朽 化 対 策	12 広 域 連 携 ・ 官 民 連 携
起きてはならない最悪の事態												
4 経済活動を機能不全に陥らせない								○				○
4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止								○				○
4-2 食料等の安定供給の停滞						○		○				○
4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		○			○							○
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる						○		○				
5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止		○				○						
5-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止		○									○	○
5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止				○		○						
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					○			○	○	○	○	
6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					○			○	○	○	○	
6-2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生	○							○	○			○
7 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する								○				○
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○						○				○
7-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態								○		○		○
7-3 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○								○			○

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するため、今後、取組を進める施策を洗い出し、対応方策及び重要業績指標（KPI）の設定を行った。

引き続き、防災施設の整備や施設の耐震化などのハード面からの対策と、避難体制の確保や地域への防災啓発などのソフト面からの対策を、効果的に組み合わせて推進する。

1 リスクシナリオ別推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

重要業績指標（KPI）

- 住宅・建築物の耐震化率
令和7年度の伊丹市耐震改修促進計画の見直しにより、令和8年度から令和17年度までの目標を設定する。【都市活力部】
- 学校給食施設の耐震化率
66.7%（令和7年度）→100%（令和9年度）【学校教育部】
- 音楽ホールの特定天井の耐震化（令和9年度着工予定）【都市活力部】
- 文化会館の特定天井の耐震化（令和10年度着工予定）【都市活力部】
- 現病院が耐震構造で地震による揺れの影響が大きいことから、統合新病院では建物を免震化し、災害拠点病院として診療継続を目指す。（令和9年度後半）【伊丹病院】
- 業務継続計画（BCP）策定の完了
現病院では業務継続計画（BCP）をすでに策定しているが、統合新病院で新たに策定を完了する。（令和9年度後半）【伊丹病院】
- DMAT（災害派遣医療チーム）の編成
現在は保有していないが、統合新病院ではDMATを編成する。（令和9年度後半）【伊丹病院】
- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・伊丹市防災LINE登録者数
46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】

a 住宅・建築物の耐震化等

- 住宅・建築物の耐震化促進のため「伊丹市耐震改修促進計画」に基づき、セミナー等を通じて、耐震化のための意識啓発を行う。【都市活力部】
- 住宅の耐震化促進のため、昭和56年5月31日以前に着工された住宅について「伊丹市簡易耐震診断推進事業」や「伊丹市住宅耐震化促進事業」を実施する。【都市活力部】
- エレベーターの地震安全対策について、ホームページ等を通じて安全性を図るように意識啓発を行う。【都市活力部】
- ブロック塀の倒壊防止について、ホームページ等を通じて点検により安全性を図るように意識啓発を行う。【都市活力部】
- 学校施設等の安全確保、教育活動等の早期再開、防災拠点としての役割を果たすため、建物の老朽化及び長寿命化改修や、非構造部材の改修、空調設備改修、地球温暖化対策、防犯設備設置対策などを実施する。【教育総務部、こども未来部】
- 学校給食第2センターは建替工事を、学校給食第1センターは大規模改修工事を計画的に進める。【学校教育部】
- 災害時に福祉避難所等の機能を果たす社会福祉施設の適切な維持管理に努める。【健康福祉部、こども未来部】
- スポーツ施設において、建物の耐震化や非構造部材等の耐震化により防災性の向上を推進する。【生涯学習部】
- 施設の改修等に合わせて耐震化を実施する。【生涯学習部】
- 共同利用施設等について、今後老朽化が進み更新時期を迎える事を考慮して、計画的に建物や設備等の点検修繕を推進する。【市民自治部】
- 施設の建て替えや改修に併せて、防災機能を充実する。【市民自治部】
- 公共施設等において、非構造部材等の耐震化により防災性の向上を推進する。【都市交通部、都市活力部】
- 公共施設等の大規模改修に合わせて特定天井等の耐震化を実施する。【都市交通部、都市活力部】
- 統合新病院の免震化を行う。【伊丹病院】
- 統合新病院における業務継続計画（B C P）を策定する。【伊丹病院】
- 災害派遣医療チーム（D M A T）を養成する。【伊丹病院】

b 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】
- 屋外拡声器、I P告知システム、いたみ防災L I N E、S N S、ひょうご防災ネット、

緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】

- 国の新総合防災情報システム（S O B O – W E B）や県のフェニックス防災システムを活用し、災害情報を早期に収集することで迅速な災害対応を行う。【総務部】
- 災害オペレーションシステムを活用し、職員間の迅速な情報伝達と災害対応の迅速化を推進する。【総務部】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

重要業績指標（KPI）

- 都市計画道路の整備延長（計画期間中 $L = 0.5 \text{ km}$ ）【都市交通部】
- 街路樹管理計画に基づく再整備路線数 3路線（令和6年度）→8路線（令和10年度）【都市交通部】
- 消防水利の充足率 100%を維持【消防局】
- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数
46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】

a 市街地の公共空間等の防災性の推進

- 身近な防災拠点としての機能を有する都市公園等について、適切な維持管理を推進する。【都市交通部】
- 「都市計画道路整備プログラム」に基づき、都市計画道路の整備を計画的に進める。【都市交通部】
- 避難路の確保、消防・救急活動の円滑化のため、狭い道路の拡幅を進める。【都市交通部】
- 火災時の延焼防止機能を確保するため、「街路樹管理計画」に基づき街路樹の再整備を推進する。【都市交通部】

b 空家対策

- 「伊丹市空家等対策計画」に基づき、セミナー等を通じて、適正な管理のための意識啓発を行うとともに、老朽危険空家の所有者等に対しては指導・助言等を行い、また除却費用の一部補助を行う。【都市活力部】

c 消防施設・設備の充実

- 大規模災害時に備え消防水利の基準に基づき、市民影響度に応じて防火水槽等を適切に維持管理する。【消防局】
- 災害種別に応じた消防車両・装備等に更新する。【消防局】

d 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、

現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】

- 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】
- 国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や県のフェニックス防災システムを活用し、災害情報を早期に収集することで迅速な災害対応を行う。【総務部】
- 災害オペレーションシステムを活用し、職員間の迅速な情報伝達と災害対応の迅速化を推進する。【総務部】

1－3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重要業績指標（KPI）

- 公園における雨水貯留量 904m³（令和7年度）→1, 319m³（令和12年度）【都市交通部】
- 学校施設における雨水貯留量 0m³（令和7年度）→85m³（令和12年度）【教育総務部】
- 浸水対策面積整備率 88.8%（令和8年度）→90.5%（令和12年度）【上下水道局】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数 46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】
- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- 避難行動要支援者支援制度に基づく要配慮者情報の提供についての同意者数 4,850人（令和8年度）→5,050人（令和10年度）【総務部】
- 防災訓練等参加者数 1,600人（令和8年度）→1,600人（令和10年度）【総務部】

a 総合的な治水対策の推進

- 公園及び学校施設内での雨水貯留施設の整備をする。【都市交通部、教育総務部】
- 下水道ストックマネジメント計画に基づく改築、更新を実施する。【上下水道局】
- 下水道事業計画に基づき整備を実施する。【上下水道局】

b 減災のためのソフト対策の推進

- 洪水・内水ハザードマップを必要に応じて更新し、ハザードマップの配布（講座等含む）やいたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネットを活用して普及啓発を行う。【総務部】
- 出水期等の時期に応じて、広報伊丹等により情報の取得方法や自身の身を守るための準備等「自助」について市民に対して周知を図る。【総務部】
- 多言語に対応したハザードマップの作成・配布を進める。【総務部】

c 水防活動体制の整備

- 台風及び局地的豪雨等への対応力を強化するため、水防訓練等を実施する。【総務部、消防局】
- 水防資機材及び水防倉庫を適切に維持管理する。【消防局】

d 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】
- 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】
- 国の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）や県のフェニックス防災システムを活用し、災害情報を早期に収集することで迅速な災害対応を行う。【総務部】
- 災害オペレーションシステムを活用し、職員間の迅速な情報伝達と災害対応の迅速化を推進する。【総務部】

e 要配慮者支援体制の構築

- 避難行動要支援者への制度の啓発に努め、地域への要配慮者情報の提供についての同意者数増加を目指す。【総務部】
- 地域での支援体制整備に向け、地域での自主防災訓練の支援や出前講座を行うことで、実効性を高める。【総務部】
- 各種アプリやメール、SNS、屋外拡声器、IP告知システム、緊急告知FMラジオ、県のフェニックス防災システムによるJ-ALET等緊急情報通知体制整備を推進する。【総務部】
- 避難行動要支援者支援制度に基づいた地域への名簿情報の提供を継続し、地域での避難計画や防災訓練への支援を行うことで、制度の実効性を高める。【総務部】
- 浸水想定区域に立地する社会福祉施設や医療施設等の避難確保計画の策定を指導・支援するとともに、避難情報伝達手段として、緊急告知FMラジオを配布する。【総務部】

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

重要業績指標（KPI）

- 伊丹緑地内の避難路整備率 95%（令和8年度）→ 100%（令和12年度）【都市交通部】
- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数 46,500人（令和8年度）→ 54,000人（令和10年度）【総務部】

- a 避難体制の確保
 - 「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に該当する住民を対象とした出前講座やハザードマップの配布等により周知を図り、平時からの避難路の確認や災害への備えに対する啓発に努める。【総務部】
- b 急傾斜地の土砂災害対策
 - 伊丹緑地の法面対策は完了しているため、維持管理により安全の確保に努める。【都市交通部】
- c 指定避難所及び避難路の整備
 - 災害発生時に伊丹緑地周辺の住民が、速やかに避難できるよう避難路の整備を行う。【都市交通部】
 - 土砂災害警戒情報発令に伴い避難に影響を与える区域の要支援者に対する個別避難計画の策定を進める。【総務部】
- d 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化
 - 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】
 - 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】
 - 国の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）や県のフェニックス防災システムを活用し、災害情報を早期に収集することで迅速な災害対応を行う。【総務部】
 - 災害オペレーションシステムを活用し、職員間の迅速な情報伝達と災害対応の迅速化を推進する。【総務部】

(2)

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重要業績指標 (KPI)

- 災害時用物資備蓄数
45,000食（令和8年度）→45,000食（令和10年度）【総務部】
- 災害時応援協定等協力団体・事業者数
170件（令和8年度）→180件（令和10年度）【総務部】
- 防災啓発事業参加人数
4,600人（令和8年度）→4,800人（令和10年度）【総務部】
- 配水管耐震適合率
43.5%（令和8年度）→48.5%（令和12年度）【上下水道局】
- 補装長寿命化修繕計画
38%（令和6年度）（L=2.3km）→100%（令和11年度）（L=6.0km）【都市交通部】
- 道路インフラ長寿命化修繕計画
2巡目Ⅲ判定100%（令和7年度）（10橋）【都市交通部】
※令和9年度計画の3巡目点検により目標を設定する。
- 小規模附属物長寿命化修繕計画
0%（令和6年度）→100%（令和13年度）（照明柱126箇所、標識等3箇所、道路反射鏡30箇所、防護柵81箇所、その他35箇所）【都市交通部】
- 橋梁・道路附属物（横断歩道橋）等の耐震補強
67.7%（令和6年度）（21橋）→100%（令和9年度）（31橋）【都市交通部】

a 食料、飲料水の備蓄等の供給体制の確保

- 最大想定避難者数15,000人に対する1日分の食料を備蓄するとともに、外部からの援助が届くまでの2日分は、事業者との災害時応援協定により確保できるよう協定締結を推進する。【総務部】
- 断水時の飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を計画的に進める。【総務部】

- 市内の学校受水槽への応急給水設備の設置が完成したため、災害時に供給体制が構築できるよう職員・市民への訓練・啓発を推進する。【総務部、上下水道局】
- b 家庭内における食料や生活必需品等の備蓄の推進
 - 防災講座・出前講座・防災イベント等により、最低3日分の食料、飲料水、生活必需品、燃料等の家庭内での備蓄について啓発を推進する。【総務部】
- c 水道施設の耐震化
 - 配水管の耐震化を計画的に進める。【上下水道局】
 - 断水時の飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を計画的に進める。【総務部】
- d 輸送路・避難路及び道路交通機能の確保
 - 消防・緊急活動の円滑化や延焼の遮断等、多様な機能を有する都市計画道路の整備を、「都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画的に推進する。【都市交通部】
 - 長寿命化修繕計画（各個別施設計画）と管理計画に基づき、老朽化した道路施設の長寿命化及び集約・撤去・更新を推進する。【都市交通部】
 - 橋梁・道路附属物（横断歩道橋）等の耐震化を推進する。【都市交通部】
 - 道路法第42条及び道路法施行令第35条の2に基づく、点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対策を実施し、ライフサイクルコストの低減や新技術の活用を行うことで持続可能な維持管理を推進する。【都市交通部】
- e 避難所の防災機能強化
 - 避難所での照明や携帯電話の充電等に必要な電力を確保するため、ポータブル発電機の備蓄を行う。【総務部】
 - 避難所での家電製品の使用や携帯電話の充電等に必要な電力を確保するため、外部給電可能な車両の供給等の災害時応援協定の締結を推進する。【総務部】
 - 避難所となる学校等の体育館に設置された空調設備や照明を停電時でも使用できるよう、大型発電機を保有する事業者との災害時応援協定の締結を推進する。【総務部】
 - 避難所での生活に必要となるLPGガス等の燃料について、災害時応援協定を締結している業界団体との連携を確認し体制を確保する。【総務部】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重要業績指標 (KPI)

- 災害時用物資備蓄数
45,000食（令和8年度）→45,000食（令和10年度）【総務部】
- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- 舗装長寿命化修繕計画
38%（令和6年度）（L=2.3km）→100%（令和11年度）（L=6.0km）【都市交通部】
- 道路インフラ長寿命化修繕計画
2巡目III判定100%（令和7年度）（10橋）【都市交通部】
※令和9年度計画の3巡目点検により目標を設定する。
- 小規模附属物長寿命化修繕計画
0%（令和6年度）→100%（令和13年度）（照明柱126箇所、標識等3箇所、道路反射鏡30箇所、防護柵81箇所、その他35箇所）【都市交通部】
- 橋梁・道路附属物（横断歩道橋）等の耐震補強
67.7%（令和6年度）（21橋）→100%（令和9年度）（31橋）【都市交通部】

a 孤立地域における避難所機能の強化

- 地域防災計画に基づき、耐震性貯水槽及び防災倉庫の適切な管理を推進する。【総務部】
- 断水時の飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を計画的に進める。【総務部】
- 孤立地域における防災倉庫に食料を備蓄し、災害時に避難所へ供給できる体制を確保する。【総務部】
- 国の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）や県のフェニックス防災システムを活用し、災害情報を早期に収集することで迅速な災害対応を行う。【総務部】
- 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】

b 救助・救援ルートの防災性の推進

- 「道路インフラ長寿命化修繕計画」などの各長寿命化修繕計画（個別施設計画）及び管理計画に基づき、道路・橋梁等の防災対策を推進する。【都市交通部】

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重要業績指標（KPI）

- 伊丹市総合防災訓練の実施回数（2年に1回実施）3回（令和8年度～令和12年度）【総務部】
- 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施回数（5年に1回実施）1回【消防局】
- 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施回数（毎年）5回【消防局】
- 緊急消防援助隊阪神地区後方支援訓練の実施回数（毎年）5回【消防局】
- 消防団員の充足率 91%（令和8年度）→100%（令和12年度）【消防局】
- 自主防災組織結成率 97%（令和8年度）→100%（令和12年度）【消防局】
- 防災リーダー登録者数 180人（令和8年度）→200人（令和10年度）【総務部】
- 防災訓練等参加者数 1,600人（令和8年度）→1,600人（令和10年度）【総務部、消防局】
- 防災啓発事業参加者数 4,600人（令和8年度）→4,800人（令和10年度）【総務部】

a 公的な活動力の強化

- 消防庁舎の耐震化・防災機能の強化推進を図る。【消防局】
- 自家発電設備等非常電源を確保する。【消防局】
- 消防車両更新計画に基づき、消防車両を更新する。【消防局】
- 消火栓や防火水槽などの消防水利を確実に確保し、市民影響度に応じた予防保全又は危険排除を実施し適切な維持管理等を行う。【消防局】
- 市総合防災訓練において他市及び他機関との連携した訓練を実施する。【総務部】
- 県や近隣自治体との合同訓練への参加や共同開催を推進する。【総務部】
- 緊急消防援助隊全国合同訓練及び緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の参加を推進する。【消防局】

b 地域における災害対応力強化

- 消防団や地域の自主防災組織を充実する。【消防局】
- 自治会及び事業所等と連携して訓練の実施を推進する。【消防局】
- 各種団体との連携を強化する。【総務部】
- 防災士資格取得を推進する。【総務部】

- 本市において想定されている上町断層帯や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、行政や防災関係機関だけでは救助や消火等の活動が十分に行えないため、防災講座による啓発や小学校区別自主防災訓練等への活動支援が必要である。【消防局】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

重要業績指標（KPI）

- 市立伊丹病院の設備機能強化実施率
0%（令和7年度）→100%（令和9年度）【伊丹病院】
- 自家発電設備に用いる燃料の備蓄量 17時間分 ⇒ 72時間分（3日分）【伊丹病院】
- 統合新病院では「災害拠点病院の施設要件」である72時間（3日分）の確保【伊丹病院】
- 電力供給割合 75%→100%【伊丹病院】
- 貯水槽（飲料水）容量 1日分→3日分【伊丹病院】
- 貯水槽（雑用水）容量 2日分→3日分【伊丹病院】
- ガス設備（中圧）の耐震化（耐震性配管） 主要部 → 全配管【伊丹病院】
- 災害用LPGバルク貯槽（給食用） 設置なし → 設置【伊丹病院】
- 非常用通信設備 低速 → 高速【伊丹病院】
- 屋上ヘリポート 設置なし → 設置【伊丹病院】

a 救急医療体制の充実

- 市立伊丹病院の災害時における医療提供体制の機能を強化する。【伊丹病院】
- 救護所の備蓄物品・医薬品を適正に管理する。【健康福祉部】

b 医療機関の非常用電源等の確保

- 市立伊丹病院のライフライン途絶時における災害対応設備等を整備する。【伊丹病院】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重要業績指標（KPI）

- 手指用・資機材用消毒液備蓄数
2,800L（令和8年度）→2,800L（令和10年度）【総務部】
- 下水道管路更新率 26.7%（令和8年度）→30.8%（令和12年度）【上下水道局】

a 疫病・感染症を防ぐ体制の構築

- 平時から感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努める。【健康福祉部】
- 災害時に備え、関係団体と締結している「災害時における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定」を維持し、連絡・記録・報告体制、薬剤及び器具の備蓄、処理手順等を対応マニュアルに組入れる。【市民自治部】
- 疫病・感染症の拡大を防止するため、手指消毒液やマスク等衛生用品を備蓄により確保する。【総務部】
- 下水道ストックマネジメント計画に基づく改築、更新を実施する。【上下水道局】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重要業績指標（KPI）

➤ 災害時トイレの確保数

75人に1基（令和8年度）→50人に1基（令和10年度）【総務部】

a 避難所の生活の質の確保

- 最大避難者数に対して必要となるトイレを確保するため、組立式仮設トイレや携帯トイレの備蓄を推進する。【総務部】
- 最大避難者数に対して必要となるトイレを確保するため、仮設トイレを所有する事業者との災害時応援協定の締結を推進する。【総務部】
- 避難所での良好な生活環境を確保するため、段ボールベッドやプライバシー確保のための間仕切り等、その他生活必需品の備蓄を推進する。【総務部】
- 避難所での生活で必要となる日用品等を確保するため、事業者との災害時応援協定の締結を推進する。【総務部】
- 災害発生時には迅速かつ円滑な物資支援が受けられるよう、国の新物資システム（B-PLo）を活用する。【総務部】
- 避難所の衛生環境を維持するために必要となる生活用水を確保するため、防災井戸の定期的な維持管理を推進する。【総務部】
- 避難所に設置された仮設トイレの汲み取りのため、現在、市が所有しているバキューム車1台を維持し、汲み取りのための人材を確保する。【市民自治部】

b 福祉避難所の指定の推進

- 公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置基本計画に基づき、公共施設の適切な管理と改修を行うことで安全性を向上させる。【総務部】
- 要配慮者等を対象に開設する二次的避難所として福祉避難所が必要となるため、福祉避難所の確保を推進する。【総務部】

(3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重要業績指標 (KPI)

- 学校施設等の体育館等における空調設備の設置完了率
100%を維持【教育総務部、総務部】
- 各施設のトイレの洋式化の整備完了率（小学校、中学校）
89.6%（令和7年度）→95%（令和12年度）【教育総務部、こども未来部】
- 伊丹市総合防災訓練の実施回数（2年に1回実施）
3回（令和8年度～令和12年度）【総務部】
- 市営住宅等の長寿命化改修工事
4団地8棟（令和8年度～令和11年度）【都市活力部】

a 防災拠点の強化

- 防災拠点である市庁舎、防災センターの防災機能を維持する。【総務部】
- 市立の学校施設等（こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）について、体育館等（体育館・遊戯室）への空調設備の設置や、各施設のトイレの洋式化を進め防災機能強化を図る。【総務部、教育総務部、こども未来部】

b 市域を超えた連携強化

- 業務継続計画（BCP）や受援計画を取り入れた訓練を実施することで、計画を検証し見直しを行う。【総務部】
- 県や近隣自治体との合同訓練を実施し、災害時の連携の強化を図る。【総務部】
- 近隣消防本部及び自衛隊、警察等と合同訓練を実施することで連携を強化するとともに、SNS等を活用して幅広く市民に発信することを推進する。【消防局】

c 災害時即時対応体制の強化

- 業務継続計画（BCP）や受援計画を取り入れた訓練を実施することで、計画を検証し見直しを行う。【総務部、消防局】
- 総合防災訓練や各対策部の訓練等を行い、職員に対する実践的な訓練を経験することにより、災害対応の実効性を確保する。【総務部】
- 各対策部が作成するマニュアルについて、必要に応じて検証・見直しを行うよう周知

徹底する。【総務部】

d 設備機能等を維持するための適切な改修工事の推進

○ 「伊丹市営住宅等整備計画」に基づき、引き続き、市営住宅の長寿命化改修工事を進める。【都市活力部】

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

重要業績指標（KPI）

- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数
46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】

a 確実な情報通信インフラの整備推進

- J-ALERT、県のフェニックス防災システム、屋外拡声器、防災行政無線等の非常電源を始めとする機器の維持管理及び設備更新を確実に行う。【総務部】
- 防災行政無線システムを用いて発災時の迅速かつ確実な情報伝達を可能にするため、現在採用している防災行政無線システムの代替となる安定した情報通信システムの整備を推進する。【総務部】
- 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】
- 高機能消防指令センターを整備する。【消防局】
- 消防・救急デジタル無線を整備する。【消防局】
- 市内の情報収集に際して、臨時通信回線の整備された災害に強いネットワーク回線を活かした災害オペレーションシステムを活用する。【総務部】
- 衛星電話、県のフェニックス防災システムなど、国・自治体間の情報共有システムの整備と維持管理を実施する。【総務部】

3-3 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

重要業績指標（KPI）

- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数
46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】
- 避難行動要支援者支援制度同意者数
4,850人（令和8年度）→5,050人（令和10年度）【総務部】

a 市民への情報伝達体制の整備

- 屋外拡声器放送訓練等の際に音達状況を調査する。【総務部】
- 市民が必要な災害情報を携帯電話で入手できるよう、ひょうご防災ネットやLINE防災アプリの普及啓発を進める。【総務部】
- 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】

b 要配慮者支援体制の構築

- 避難情報や非常持ち出し品、家庭内備蓄等を啓発する防災マップを配布する。【総務部】
- 避難行動要支援者への制度の啓発に努め、地域への要配慮者情報の提供についての同意者数増加を目指す。【総務部】
- 地域での支援体制整備に向け、地域での自主防災訓練や出前講座への支援を行うことで、実効性を高める。【総務部】

3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができ
ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

a 情報収集・伝達システムの機能強化

- J-ALE RT、衛星通信、県のフェニックス防災システム、屋外拡声器、防災行政無線等の非常電源を始めとする機器の維持管理及び設備更新を確実に行う。【総務部】

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

重要業績指標 (KPI)

- 輸装長寿命化修繕計画
38% (令和6年度) (L = 2.3 km) → 100% (令和11年度) (L = 6.0 km) 【都市交通部】
- 道路インフラ長寿命化修繕計画
2巡目III判定 100% (令和7年度) (10橋) 【都市交通部】
※令和9年度計画の3巡目点検により目標を設定する。
- 小規模附属物長寿命化修繕計画
0% (令和6年度) → 100% (令和13年度) (照明柱126箇所、標識等3箇所、道路反射鏡30箇所、防護柵81箇所、その他35箇所) 【都市交通部】
- 橋梁・道路附属物 (横断歩道橋) 等の耐震補強
67.7% (令和6年度) (21橋) → 100% (令和9年度) (31橋) 【都市交通部】

- a 緊急輸送道路及び緊急啓開道路の確実な緊急対応
 - 長寿命化修繕計画 (各個別施設計画) と管理計画に基づき、老朽化した道路施設の長寿命化及び集約・撤去・更新を推進する。【都市交通部】
 - 橋梁・道路附属物 (横断歩道橋) 等の耐震化を推進する。【都市交通部】
 - 道路法第42条及び道路法施行令第35条の2に基づく、点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対策を実施し、ライフサイクルコストの低減や新技術の活用を行うことで持続可能な維持管理を推進する。【都市交通部】
 - 道路の機能を確保するために、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【都市交通部】

4-2 食料等の安定供給の停滞

重要業績指標（KPI）

- 災害時応援協定等協力団体・事業者数
170件（令和8年度）→180件（令和10年度）【総務部】

a 避難者等への円滑な食料供給に向けた体制の構築

- 食料等の確保を行うため事業者との物資供給に係る協定を推進する。【総務部】
- 国の新物資システム（B-PLo）を活用して、物資の備蓄状況を管理することで、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な物資受援体制を構築する。【総務部】
- 物資供給協定事業者と平時から連絡体制の確認を定期的に行う。【総務部】

4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

a 用水供給関係施設の整備

- 工業用水道施設の維持管理を計画的に進める。【上下水道局】
- 施設更新計画に基づき、施設の長寿命化及び更新を推進する。【上下水道局】

(5)

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

a ライフライン関係事業者の防災対策

○ ライフライン関係事業者と平時からの連絡体制の確認を定期的に行い、災害時の応急対策に向けた体制整備に努める。【総務部】

5-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

a 上下水道等の耐災害性強化

- 配水管及び下水管の耐震化を計画的に進める。【上下水道局】
- 平時より浄水施設における計画的な維持管理に努める。【上下水道局】
- 下水道ストックマネジメント計画に基づく改築、更新を実施する。【上下水道局】
- 雨天時浸入水への対策を実施する。【上下水道局】

b 広域的な応援体制の整備

- 相互応援体制に関する協定における連絡体制の確認を行う他、必要に応じて新規の連携体制を検討する。【上下水道局】

5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止

a 交通事業者との情報共有体制の構築

- 交通事業者との運行情報の共有と市民への情報提供体制を推進する。【都市交通部】

(6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

重要業績指標 (KPI)

- 防災行政無線システムの更新（令和8年度～令和10年度）【総務部】
- ひょうご防災ネット・いたみ防災LINE登録者数
46,500人（令和8年度）→54,000人（令和10年度）【総務部】

a 消防の災害対応力の強化

- 震災における消火、救急・救助の経験を生かして、消防団用資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備、耐震性防火水槽の整備など、消防力の強化に努め、今後も、地域の実情や想定される災害に応じて、消防・救急体制の強化を図る。【消防局】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【消防局】

b 迅速・的確な避難誘導案内体制の整備

- 電柱や掲示板等への避難所誘導表示の設置を推進する。【総務部】
- 避難行動要支援者支援制度における避難支援等関係者への名簿情報の提供を継続して実施し、危険区域における要支援者の個別避難計画の作成に努める。【総務部】
- 屋外拡声器、IP告知システム、いたみ防災LINE、SNS、ひょうご防災ネット、緊急告知FMラジオなど、各種情報伝達手段の市民への啓発や、新たな情報伝達手段の導入検討等、情報発信手段の充実を図る。【総務部】

6－2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生

重要業績指標 (KPI)

- 無電柱化整備延長 2.5 km (平成31年度) ⇒ 3.6 km (令和10年度) 【都市交通部】

a 無電柱化の推進

- 「無電柱化推進計画」に基づき、都市の防災機能の強化等に資する幹線道路等の無電柱化を推進する。【都市交通部】

b 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施体制の確保

- 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、県との連携により、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録、受け入れ態勢の整備等により実施体制を確保する。【総務部、都市活力部】

(7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a 災害廃棄物処理

- 伊丹市災害廃棄物処理基本計画の検証を推進する。【市民自治部】
- 災害廃棄物仮置き場の候補地の把握に努める。【市民自治部】
- 災害ガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有など、相互応援協定の運用を検証する。【総務部】

7-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

重要業績指標（KPI）

- 水防図上訓練の実施（年1回）5回（令和8年度～令和12年度）【総務部】
- 防災図上訓練（総合防災訓練を行わない年度に開催）2回（令和8年度～令和12年度）【総務部】
- 防災訓練等参加数
1,600人（令和8年度）→1,600人（令和10年度）【総務部、消防局】
- 防災啓発事業参加人数
4,600人（令和8年度）→4,800人（令和10年度）【総務部、消防局】

a 市職員の育成や事業所人材の活用

- 職員の災害対応能力向上のために、専門研修への派遣や内部研修を実施するとともに、実践的な防災訓練を実施する。【総務部】
- 阪神・淡路大震災の復旧・復興事業等の公文書等の資料保管と整理・公開及び伝承を推進する。【総務部】
- 受援計画や相互応援協定の拡大と見直しを推進する。【総務部、消防局】

b 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを伊丹市社会福祉協議会と連携して速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、マニュアルの整備や災害ボランティアをコーディネートできる体制について協議を進めていくとともに、関係団体等との協定の締結やネットワークの構築、実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を推進する。【総務部】
- 被災者援護協力団体として登録されているNPO・ボランティア団体と、発災直後から質の高い被災者支援が実施できるように、平時から「顔の見える」関係づくりを促進する。【総務部】
- 市外被災地への災害ボランティア募集に関する的確な情報提供や、被災地へのボランティア派遣を支援する。【健康福祉部】

c 地域コミュニティ力の構築の促進

- 自主防災組織へ活動支援を行う。【総務部、消防局】

- 地域の自主防災訓練等の機会に、消防団、市内の防災士の団体及び地域自治組織等との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所等の積極的な参加を促進する。【総務部、消防局】
- 防災センターの防災啓発コーナーにおいて、阪神・淡路大震災等過去の災害に関する資料を保存・公開するとともに、学校等の社会見学に対応することで「自助」「共助」の意識啓発を行う。【総務部】

7-3 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

a 応急仮設住宅の迅速な整備

- 応急仮設住宅の建設用地や建設に必要な資材その他の災害復旧工事に必要と認められる資材等を仮置きする場所を確保するため、防災協力農地登録制度の登録推進に努める。【都市活力部】

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「伊丹市強靭化計画策定委員会」を中心とした全庁横断的な体制のもと、「伊丹市防災会議」の意見を踏まえながら、取組を進める。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携・協力し強靭化を推進することが重要であるため、平時から関係構築を行い、効果的な施策の実施に努める。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、KPIや関連事業等の進捗状況を毎年度把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施する。

3 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国や県の強靭化に関する動向や本市における施策の進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとする。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靭化に関する他の計画については、それぞれの計画の見直し、修正等の時期に合わせて検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

【別紙 1】脆弱性評価結果

リスクシナリオ別

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

a 住宅・建築物の耐震化等

- ・ 住宅・建築物については、人々が多くの時間を過ごす空間である一方、耐震化の必要性に対する認識が十分でなく、耐震改修の経済的負担も大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への補助等を推進する必要がある。また、エレベーターについても地震安全対策を推進する必要がある。【都市活力部】
- ・ 平成30年以降、市施設や要配慮者施設等のブロック塀に関しては改善を行ったが、引き続き市内の住宅等のブロック塀についても安全対策を進める必要がある。【都市活力部】
- ・ 市立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、こども園、保育所（園）などの学校施設等について、耐震化しているが、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的に改修・改築等を進めていく必要がある。【教育総務部、こども未来部】
- ・ 小学校給食センターは老朽化が進行しており、特に学校給食第2センターは一部耐震基準を満たしていないことから、防災機能の強化を図りつつ建替等を進める必要がある。【学校教育部】
- ・ 社会福祉施設については、全て耐震化しているが、災害時は福祉避難所等の機能を果たすこととなるため、老朽化等に対応し、計画的な改修・改築等を進めていく必要がある。【健康福祉部、こども未来部】
- ・ スポーツ施設については、避難所となっている体育館は耐震化しているが、その他耐震性の有無が未確認の建物もあることから、災害時は避難所等の機能を果たすこととなるため、老朽化対策等にあわせて、計画的な改修・改築等を進めていく必要がある。【生涯学習部】
- ・ 共同利用施設等について、今後老朽化が進み更新時期を迎える事を考慮して、計画的に建物や設備等の点検修繕を進め、施設の建て替えや改修に併せて、防災機能を充実させる必要がある。【市民自治部】
- ・ 公共施設等については、災害時は避難所等の機能を果たすこととなるため、耐震化を進め、老朽化等に対応し、計画的な改修・改築等を進めていく必要がある。【都市交通部、都市活力部】

- 市内の救急医療の拠点である市立伊丹病院については、大規模災害発生時でも安定して医療を提供する必要があることから、計画的な建替整備により免震化を推進する必要がある。【伊丹病院】

b 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- 災害時は、通信障害等により情報伝達手段の一部が使用できなくなるおそれがある。市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動をとるため、収集した災害情報を正確に伝達する必要がある。【総務部】

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

a 市街地の公共空間等の防災性の推進

- 人口が集中する市街地では、火災発生時に延焼の可能性が高く、道路への建物倒壊による交通遮断に伴い避難や救助救援の妨げとなる可能性もあることから、適切な空地の整備と維持が必要である。【都市交通部】
- 延焼の遮断や避難路の確保、消防・救急活動の円滑化のため、多様な機能を有する道路の整備を進める必要がある。【都市交通部】

b 空家対策

- 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等による被害の発生を防ぐため、所有者へ改善を促す必要がある。【都市活力部】

c 消防施設・設備の充実

- 大規模火災の発生に対応するための消防水利の確実な確保や適切な維持管理が必要である。【消防局】

d 防災関係機関間の迅速な情報共有・収集力の向上

- 災害時は、通信障害等により情報伝達手段の一部が使用できなくなるおそれがある。市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動をとるため、収集した災害情報を正確に伝達する必要がある。【総務部】

1－3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

a　総合的な治水対策の推進

- ・ 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【都市交通部、教育総務部】
- ・ 雨水管路施設及び雨水ポンプ施設の整備、適切な維持管理等により、集中豪雨等による内水被害の安全性を向上させる必要がある。【上下水道局】

b　減災のためのソフト対策の推進

- ・ 洪水や内水による被害を抑えるため、市民が自分自身の居住する地域の状況を把握し、生命を守るために避難行動ができるように洪水及び内水ハザードマップを普及・啓発する必要がある。【総務部】

c　水防活動体制の整備

- ・ 水防関係機関間の連携により、気象警報や水位に関する警戒情報収集を確実に行い、これに基づいた迅速で適切な判断を行う体制整備が必要である。【消防局】

d　災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- ・ 災害時は、通信障害等により情報伝達手段の一部が使用できなくなるおそれがある。市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動をとるため、収集した災害情報を正確に伝達する必要がある。【総務部】

e　要配慮者支援体制の構築

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【総務部】

1－4　大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

a　避難体制の確保

- ・ 事前避難により人命被害を最小限にするため、土砂災害警戒区域内の住民や要配慮者施設に対する周知を徹底する必要がある。【総務部】

b　急傾斜地の土砂災害対策

- ・ 伊丹市内の土砂災害が想定される区域において、土砂災害防止のための法面対策等が必要である。【都市交通部】

c 指定避難所及び避難路の整備

- ・ 土砂災害警戒情報は降雨時に発出する可能性が高く、また災害発生時には避難が困難な場合も予想される事から、円滑な避難のための環境整備が必要である。
【総務部、都市交通部】

d 災害情報の迅速な収集と情報伝達手段の強化

- ・ 災害時は、通信障害等により情報伝達手段の一部が使用できなくなるおそれがある。市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動をとるため、収集した災害情報を正確に伝達する必要がある。【総務部】

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

a 食料、飲料水の備蓄等の供給体制の確保

- 災害発生から3日間は、通常のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【総務部】
- 避難所等における飲料水を確保するため、応急給水体制を整備する必要がある。【総務部、上下水道局】
- 災害時に、被災者や防災作業従事者が必要とする食糧や飲料水を確保する必要がある。【総務部】

b 家庭内における食料や生活必需品等の備蓄の推進

- 災害時には市の備蓄のみでは十分な供給量を確保できないため、各家庭で食料、飲料水、生活必需品、燃料等の備蓄に関して啓発を進める事が必要である。【総務部】

c 水道施設の耐震化

- 大規模災害時の飲料水の確保として「県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。【上下水道局】
- 耐震性貯水槽を適切に管理するとともに水道管の老朽化対策と合わせた耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】

d 輸送路・避難路及び道路交通機能の確保

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を推進する必要がある。【都市交通部】
- 橋梁やトンネルなどが不通となった場合に、社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。【都市交通部】

e 避難所の防災機能強化

- ・ ライフライン途絶時に避難者が安心して避難生活を送れるように、避難所での電力や燃料を確保できる体制を整備する必要がある。【総務部】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価

a 孤立地域における避難所機能の強化

- ・ 落橋等により孤立する可能性のある地区については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、救援物資の供給に関して独立して対応できる体制を整備することが必要である。【総務部】

b 救助・救援ルートの防災性の推進

- ・ 交通量の多い橋梁やトンネルなど社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。【都市交通部】

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

a 公的な活動力の強化

- ・ 消防庁舎や消防車両等の機能不全を防ぐための整備、更新を図る必要がある。【消防局】
- ・ 防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づき、他市町からの支援も含めた実戦的な訓練を実施する必要がある。【総務部、消防局】

b 地域における災害対応力強化

- ・ 大災害が発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【総務部、消防局】
- ・ 発災時には「公助」だけで対応できることに限りがあることから、地域の自主防災組織や事業所等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【総務部、消防局】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

a 救急医療体制の充実

- 伊丹市医師会等関係機関との協力態勢とともに、市内における災害時の医療提供体制を確保する必要がある。【伊丹病院、健康福祉部】

b 医療機関の非常用電源等の確保

- 市内での救急医療の拠点である市立伊丹病院について、エネルギー供給の途絶時においても医療提供が行えるよう、非常用電源をはじめとする災害対応の設備について充実を図る必要がある。【伊丹病院】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

a 疫病・感染症を防ぐ体制の構築

- 廃棄物の収集と処理、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【総務部、健康福祉部、市民自治部】
- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、汚水管等の耐震化を実施する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道施設を計画的に維持・管理する必要がある。【上下水道局】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価

a 避難所の生活の質の確保

- 避難所において良好な生活環境を確保する必要がある。【総務部、市民自治部】

b 福祉避難所の指定の推進

- 一層の高齢化等による要配慮者の増加に対応するため、避難所生活の継続が著しく負担となった要配慮者等の福祉避難所への移送等対応を含め、社会福祉事業者による支援体制を整える必要がある。【総務部】

3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

a 防災拠点の強化

- ・ 防災拠点となる公共施設の防災機能の充実を図る必要がある。【総務部、教育総務部、こども未来部】

b 市域を超えた連携強化

- ・ 大規模災害時には、被害が甚大となり、被災自治体のみでは対応できない可能性があるため、市域を超えた連携の強化が必要である。【総務部】
- ・ 災害発生時に備えて、平時から近隣消防本部その他関係機関等との連携を図るとともに、市民への啓発に取り組む必要がある。【消防局】

c 災害即時対応力の強化

- ・ 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策ができるよう、実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る必要がある。【総務部、消防局】
- ・ 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策ができるよう、部局ごとの対応マニュアルを状況等に合わせて更新する必要がある。【総務部】

d 設備機能等を維持するための適切な改修工事の推進

- ・ 市営住宅の建物については耐震化を完了しているものの、被災時にも住宅供給を継続できるように、被災による設備機能等の低下を予防するため、設備等の老朽化に対応する改修工事を計画的に進めていく必要がある。【都市活力部】

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

a 確実な情報通信インフラの整備推進

- ・ 停電のみならず、基地局や中継局の被災に伴う通信事業者の回線が停止した場合であっても災害救助活動ができるよう、消防の通信基盤・施設の整備を図るとともに、防災センター等の情報回線の多重化の観点から通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【総務部、消防局】
- ・ 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る。）の機能確保に向けて、脆弱性評価や必要に応じた対策を講じる必要がある。【総務部】

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価
a 市民への情報伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・ テレビ・ラジオ放送が中断した際でも、市民への情報提供ができるよう、代替手段を確保し防災情報を発信する必要がある。【総務部】
b 要配慮者支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none">・ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【総務部】

3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価
a 情報収集・伝達システムの機能強化 <ul style="list-style-type: none">・ 各種防災システム及び防災行政無線等を効果的かつ効率的に運用できる体制を構築する必要がある。【総務部】

4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

a 緊急輸送道路及び緊急啓開道路の確実な緊急対応

- ・ 橋梁やトンネルなど、不通となった場合に、社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。
【都市交通部】
- ・ 緊急輸送道路及び緊急啓開道路の道路機能確保のために、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う体制を整える必要がある。
【都市交通部】

4-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

a 避難者等への円滑な食料供給に向けた体制の構築

- ・ 小売店や流通体制の被災に伴い、特に避難者や要配慮者に食料や生活必需品の不足が生じる事を避けるため、食料等調達のバックアップ態勢を構築する必要がある。
【総務部】

4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価

a 用水供給関係施設の整備

- ・ 工業用水道施設の老朽化対策と合わせ、耐震化を推進する必要がある。
【上下水道局】
- ・ 農業水利施設の耐震化や保全対策など、防災・減災対策を推進する必要がある。
【上下水道局】

5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

a ライフライン関係事業者の防災対策

- 電力事業者・ガス事業者・通信事業者における平時からの災害予防、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。【総務部】

5-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

a 上下水道等の耐災害性強化

- 工業用水道施設の老朽化対策と合わせ、耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】
- 浄水施設の耐震化は完了しているが、大規模災害に備え計画的に維持管理を推進する必要がある。【上下水道局】
- 日常生活で欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、老朽化や雨天時浸入水への対策を推進する必要がある。【上下水道局】

b 広域的な応援体制の整備

- 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内及び近畿圏の水道事業体による相互応援体制の構築及び運用に対する協力を強化する必要がある。【上下水道局】

5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

a 交通事業者との情報共有体制の構築

- 交通事業者と運行状況に関する情報を共有する体制を構築する必要がある。【都市交通部】

6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

a 消防の災害対応力の強化

- ・ 大規模災害現場での消防活動能力を高めるため、消防施設・装備及び訓練環境等の充実強化を図る必要がある。【消防局】

b 迅速・的確な避難誘導案内体制の整備

- ・ 二次被害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。【総務部】

6-2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生

脆弱性評価

a 無電柱化の推進

- ・ 電柱の倒壊による幹線道路等の閉塞を防ぐため、無電柱化を進める必要がある。【都市交通部】

b 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施体制の確保

- ・ 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を早期に実施し、余震等で住宅が倒壊する事による二次被害を防止するために、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定の実施体制を構築する必要がある。【総務部、都市活力部】

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

a 災害廃棄物処理

- ・ 災害廃棄物の仮置き場への迅速で安全な集積を推進する必要がある。【市民自治部】
- ・ 生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止のため、災害廃棄物は生活ごみと分けて迅速に処理する必要がある。しかし、応援協定だけでは、平日は災害廃棄物収集に対応できないことから、平時から機材と人材の確保を行う必要がある。【市民自治部】
- ・ 災害廃棄物処理に際しては、豊中市伊丹市クリーンランド等の操業停止や停滞を想定した広域処理体制を構築する必要がある。【総務部】

7-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

a 市職員の育成や事業所人材の活用

- ・ 平時から防災意識を醸成するとともに、研修や訓練等を通じて、市職員の災害対応力を向上させる必要がある。【総務部】
- ・ 阪神・淡路大震災を始め、過去の災害における復旧・復興事業等の情報を蓄積し、災害時に活用する体制が必要である。【総務部】
- ・ 災害時に遅滞なく救助救援事業等を進めるために、受援計画や相互応援協定の拡大と確実な推進体制を構築する必要がある。【総務部、消防局】

b 災害ボランティア活動支援体制の整備

- ・ 災害ボランティア活動のニーズに迅速に応えるための支援体制の構築が必要である。【総務部、健康福祉部】

c 地域コミュニティ力の構築の促進

- ・ 地域自治組織等による共助体制の構築を促進する必要がある。【総務部、消防局】
- ・ 大規模災害発生時には、多数の救助救援要請の発生やインフラの被災により、防災関係機関の救助救援及び公助活動が阻害されることが予想されることから、被害の防止又は軽減を図るため「共助」の考えにより、市民自らがお互いに救助・

救援を進める体制の構築が必要である。【総務部、消防局】

7-3 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

a 応急仮設住宅の迅速な整備

- ・ 大規模災害発生後、被災者の生活空間を確保するため、迅速な応急仮設住宅の整備が必要である。【都市活力部】

【別紙2】各施策分野において実施する主な行動計画・事業

(1) 行動計画

名 称		1 国 市 土 域 保 全 に お け る	2 住 宅 ・ 都 市	3 シ ン ・ イ フ ・ 廃 棄 物	4 保 健 ・ 医 療	5 情 報 ・ 通 信	6 産 業	7 交 通 ・ 物 流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	10 力 強 化 地 域 の 防 災	11 老 朽 化 対 策	12 官 広 民 連 携 ・	
		都市	・	廃棄物	ライ	・	医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災	老朽化対策
1	第6次伊丹市総合計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	伊丹市地域防災計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	伊丹市水防計画	●				●				●	●			●
4	伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画				●		●		●					●
5	伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）									●				●
6	伊丹市一般廃棄物処理計画				●									
7	伊丹市健康づくり計画					●								
8	伊丹市地域福祉計画（第3次）					●				●	●			
9	伊丹市文化3館再配置事業実施方針							●	●				●	
10	伊丹市営住宅等整備計画				●									●
11	伊丹市耐震改修促進計画			●	●	●		●	●					
12	伊丹市生物多様性みどりの基本計画2021	●	●										●	
13	伊丹市都市計画道路整備プログラム		●						●					
14	伊丹市無電柱化推進計画		●					●						
15	伊丹市街路樹管理計画		●						●					
16	伊丹市舗装長寿命化修繕計画								●				●	
17	伊丹市小規模附属物長寿命化修繕計画								●				●	
18	伊丹市道路インフラ長寿命化修繕計画								●				●	
19	伊丹市学校施設長寿命化計画		●								●		●	
20	伊丹市スポーツ施設ストック適正化計画基本方針									●			●	
21	伊丹市消防受援計画									●				●
22	伊丹市流域関連公共下水道事業計画	●		●										
23	伊丹市下水道ストックマネジメント計画	●		●									●	
24	(仮)伊丹市新水道ビジョン2035			●									●	●
25	伊丹市上下水道耐震化計画			●									●	●
26	伊丹市工業用水道事業経営戦略			●				●					●	●
27	市立伊丹病院経営強化プラン				●					●				

(2) 事業

名 称	1 国 市 土 城 保 に 全 お け る	2 住 宅 ・ 都 市	3 ン ライ ・ 堺 棄 棄 物	4 ラ イ フ ライ	5 保 健 ・ 医 疗	6 情 報 ・ 通 信	7 産 業	8 交 通 ・ 物 流	9 行 政 機 能	10 避 難 支 援	11 力 強 化 の 防 災	12 地 域 の 防 災	老 朽 化 対 策	官 民 連 携
	●													
1 市庁舎管理運営		●							●				●	
2 危機管理施策推進事業										●				
3 災害情報等広報事業						●					●	●		
4 防災訓練事業										●	●	●		●
5 物資備蓄事業					●	●						●		
6 災害時要配慮者支援事業					●						●	●		
7 防災啓発事業										●	●	●		
8 防災情報通信設備整備管理事業						●			●					
9 飲料水兼用耐震性貯水槽維持管理事業					●							●		
10 災害時協定・サポート登録制度活用事業					●					●		●		●
11 塵芥・資源物適正収集事業					●									
12 文化施設整備保全事業		●											●	
13 市営住宅等整備保全事業		●										●		
14 農地機能發揮事業									●					
15 住宅耐震化促進等事業		●											●	
16 都市計画道路整備事業		●							●					
17 県施行街路負担金事業		●							●					
18 生活道路整備事業		●							●					
19 歩道（街路樹）再整備事業		●							●					
20 道路維持補修事業									●				●	
21 道路安全対策事業									●				●	
22 橋梁長寿命化事業									●				●	
23 公園緑地等整備保全事業	●	●												
24 公園緑地等管理運営事業		●											●	
25 学校園施設整備事業		●								●		●		
26 学校園施設管理工事事業		●										●		
27 給食センター設備整備等事業									●			●		
28 消防水利等整備管理事業									●			●		
29 消防車両整備更新事業									●					
30 警防救助活動事業									●					
31 消防庁舎等整備保全事業									●			●		
32 防災活動支援事業										●	●			
33 消防団運営事業										●		●		
34 消防通信設備等運営事業							●			●				
35 雨水ポンプ場改築事業						●						●		

名 称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	国 市 土 城 保 全 に お け る	住 宅 ・ 都 市	シ ン ・ イ フ ラ イ セ イ 物	保 健 ・ 医 療	情 報 ・ 通 信	産 業	交 通 ・ 物 流	行 政 機 能	避 難 支 援	力 強 化 の 防 災	老 朽 化 対 策	官 広 民 連 携 ・
36 雨水幹線更新事業	●		●								●	
37 雨水幹線等整備事業	●		●									
38 浸水被害軽減事業	●		●									
39 水路改良事業	●		●			●					●	
40 污水管渠更新事業			●								●	
41 水道配水管改良事業			●								●	
42 工業用水道配水管改良事業			●			●					●	
43 市立伊丹病院医療機器整備事業				●								
44 市立伊丹病院統合再編整備事業		●		●								

【別紙3】伊丹市強靱化計画に基づく耐震補強工事一覧表

番号	橋梁名	橋長	架設年	実施予定年度	概算事業費（千円）
1	北辰橋	128.5	1988	R6～R9予定	120,000
2	第二荒牧橋	15.4	1971	実施済	-
3	武庫川新橋	408.0	1993	R6～R9予定	200,000
4	駄六大橋	36.9	1980	実施済	-
5	第四荒牧橋	15.4	1971	実施済	-
6	伏見橋	21.0	1975	R6～R9予定	13,000
7	桜橋	13.6	1961	R6～R9予定	45,000
8	西野橋	22.0	1968	実施済	-
9	大樋橋	33.4	1996	実施済	-
10	政木橋	19.8	1986	実施済	-
11	有岡大橋	125.0	1983	R6～R9予定	120,000
12	神津大橋	229	1989	実施済	-
13	第五荒牧橋	15.5	1971	実施済	-
14	荻野小橋	16	1981	実施済	-
15	第一荒牧橋	14.7	1963	実施済	-
16	大池橋	21.4	1966	R6～R9予定	147,000
17	西野新橋	32.7	1984	R6～R9予定	80,000
18	深川橋	14.6	1967	実施済	-
19	北浦橋	22.4	1984	実施済	-
20	駄六川橋	22.6	1976	実施済	-
21	岩屋大橋	29.7	1981	実施済	-
22	内川上橋	16	1993	実施済	-
23	下河原中橋	23.2	1999	実施済	-
24	鴻池西橋	17.5	2006	実施済	-
25	武庫川新橋歩道橋	188.7	1993	実施済	-
26	軍行橋西詰北歩道橋	39.8	1999	実施済	-
27	有岡大橋歩道橋	142	1981	R6～R9予定	10,000
28	古城橋	24.5	1981	R6～R9予定	5,000
29	伊丹歩道橋	37.64	1960	実施済	-
30	阪急駅前歩道橋	43.6	2000	R6～R9予定	15,000
31	佐々原歩道橋	15.4	1971	実施済	-
計		: 31橋		未実施耐震補強概算総事業費	755,000